

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度(2025年度)第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会
開 催 日 時	令和8年(2026年)1月23日(金) 10時00分から 11時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 第3分館3階 第1会議室
出 席 者	会 長：中嶋貴子委員 副会長：椋木美緒委員 委 員：井上杜宏委員、津浦啓子委員、藤中大和委員、 増井隆彦委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任について 2. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 3. その他
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会次第 ・枚方市NPO活動応援基金支援審査会委員一覧 ・資料① 枚方市NPO活動応援基金のしくみ ・資料② 枚方市NPO活動応援基金補助可能額(令和7年12月31日現在) ・資料③ 枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案) ・資料④ 申請様式一式 ・資料⑤-1 NPO活動応援基金補助事業変更等承認申請書一式 ・資料⑤-2 NPO活動応援基金補助事業変更について ・参 考 令和7年度(2025年度)枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録状況 ・追加資料 補助可能額推移
決 定 事 項	募集要項について、概ね承認とするが、一部内容に修正を要する意見を付す。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	市長公室 市民活動課

審 議 内 容

1 開 会

○ 事務局

定刻となりましたので、これより 令和7年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、委員改選後、初めての開催となりますので、会長・副会長の互選をお願いしたいと思いますが、それまでの間は事務局の方で進行させていただきます。

それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員6名全員の出席をいただいております、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、会議が成立していることを御報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

今回の審査会も「公開」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 事務局

審査会について「公開」と決定します。

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

会議録についても「公表」とすることよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 事務局

それでは、会議録についても「公表」と決定します。それでは、案件に入ります前に、配付資料の確認を行います。

(配付資料の確認)

○ 事務局

前委員の任期は11月末をもって任期満了となりました。それに伴い、本日お越しいただいた皆さまに委員就任のご承諾をいただき、令和7年12月1日から令和9年11月末までの期間について、委嘱させていただいたところです。今後ともよろしく願いたします。

また、新たな任期で委嘱をさせていただいて、本日が最初の審査会でございます。つきましては、お手元の資料「枚方市NPO活動応援基金支援審査会委員一覧」に記載の順に、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

2 議 題

<案件（1）会長及び副会長の選任について>

事務局

案件(1)「会長及び副会長の選任について」でございます。

本審査会は、枚方市附属機関条例に基づき開催するもので、会長および副会長は、本条例第4条第2項の規定により、互選により定めることになっておりますが、選出方法について、ご意見はありますでしょうか。

特にご意見がなければ、事務局より会長・副会長案を提案させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

それでは、会長には中嶋委員を、副会長には椋木委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

異議なしのお声をいただきましたので、中嶋委員に会長を、椋木委員に副会長をお願いいたします。

会長、副会長が選出されましたので、ここからは、進行を会長にお願いします。

<案件（2）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について>

中嶋会長

(会長就任の挨拶)

それでは、案件（2）に入らせていただきます。案件は、「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」です。事務局から案件の説明をお願いします。

事務局

では、「案件（1）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」ご説明いたします。

はじめに、今回新たにご就任いただいている委員の方もいらっしゃいますので、「枚方市NPO活動応援基金のしくみ」について、簡単に説明させていただきます。お手元の資料①「枚方市NPO活動応援基金のしくみ」をご覧ください。

本基金は、ふるさと納税制度を通じていただいた寄附を基金に積み立て、公益的な活動を行うNPO法人の実施する事業に対する補助の原資とするものです。まず、市民・企業などが枚方市に対して寄附を行います。この寄附はふるさと寄附金として扱われるため、税控除の対象となります。また、寄附者は寄附する際に、2種類の寄附を選択できます。2種類の内訳は、基金に予め登録しているNPO法人を指定して寄附をする「団体希望寄附」、団体を指定せずに寄附をする「一般寄附」です。

寄附を受けた枚方市は、「NPO活動応援基金」に、翌年度に実施する補助の原資とするために、その寄附を積み立てます。予め基金に登録されたNPO法人は、枚方市に対して事業補助の申請を行い、その事業補助申請に対して、審査委員会の審査を経て、枚方市が補助対象の事業を決定します。

なお、予め基金に登録されたNPO法人は毎年度更新を行っています。

以上が、NPO活動応援基金のしくみの説明です。

次に、令和8年度の事業補助申請に対する、枚方市NPO活動応援基金補助可能額についてご説明します。お手元の資料②「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」をご覧ください。

「(1) 寄附金額」につきましては、令和7年1月から12月までに本基金でお受けした寄附金額をお示ししています。本基金への寄附金額ですが、その総額は103万4,108円で、寄附種別ごとの内訳及び寄附件数は、一般寄附が、28件で56万9,108円、団体希望寄附として、「すこやか地域支援協会」への寄附が9件で19万5,000円、「ひらかた生物飼育部LABO」への寄附が3件で3万5,000円、「関西生活文化研究会おでかけ」への寄附が2件で3万円、「えほんのお部屋ひまわり畑」への寄附が4件で4万1,000円、「ハーモニークラブ」への寄附が2件で2万円、「枚方市手話通訳協会」への寄附が7件で10万円、「陽だまりの会」への寄附が1件で4万4,000円、でございました。

続きまして、「(2) 基金残高」では、前年度からの繰越金をお示ししております。基金残高の総額は478万8,776円ございまして、うち、一般寄附としての繰越は、基金利子を含みまして444万1,615円となっています。

団体希望寄附の繰越分は、「関西生活文化研究会おでかけ」の11万円、「枚方市手話通訳協会」の17万5,000円、「陽だまりの会」の5万2,161円、「ひまわり七宝」の1万円でございます。

なお、表中の※1に記載のとおり、「関西生活文化研究会おでかけ」の令和4年1月から12月の団体希望寄附の繰越分は、繰越限度となる2回を超え、これ以上の繰越ができないことから、一般寄附へ繰り入れることになるため、令和5年および令和6年中に寄附があった11万円を団体希望寄附の繰越分として計上しています。

※2の「枚方市手話通訳協会」についても、同様の理由により、令和5年および令和6年中に寄附があった17万5,000円を団体希望寄附の繰越分として計上しています。

次に、※3の「陽だまりの会」については、令和5年および令和6年中に23万5,000円の寄附がありましたが、そのうち12万7,839円は令和6年度補助事業の補助金として交付済で、5万5千円は令和7年度補助事業の補助金として交付申請があったため、残りの5万2,161円を団体希望寄附の繰越分としています。

次に、※4の「ひまわり七宝」の令和5年1月から12月の団体希望寄附の繰越分6万5,000円は、本来であれば、今回の令和8年度の補助事業まで活用できますが、この団体は令和7年度の団体登録がなく、令和8年度の補助事業の申請対象団体とならないため、一般寄附への繰り入れを行い、令和6年中に寄附があった1万円のみを団体希望寄附の繰越分としています。

※5の「スノック」および※6の「すがはらひがし」についても、同様の理由によ

り、各団体が令和5年1月から12月に受けた団体希望寄附を一般寄附へ繰り入れるため、両団体とも団体希望寄附の繰越分は0円となります。

続きまして、「(3)の補助可能額」ですが、(1)の今年の寄附金額と、(2)の前年からの繰越額の合計額となりまして、補助可能額の総額としては、582万2,884円となっています。そのうち、一般寄附が501万723円、団体希望寄附につきましては、「すこやか地域支援協会」が19万5,000円、「ひらかた生物飼育部LABO」が3万5,000円、「関西生活文化研究会おでかけ」が14万円、「えほんのお部屋ひまわり畑」が4万1,000円、「ハーモニークラブ」が2万円、「枚方市手話通訳協会」が27万5,000円、「陽だまりの会」が9万6,161円、「ひまわり七宝」が1万円です。

なお、令和元年以降の補助可能額の推移を<追加資料>のグラフでお示ししています。

「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」について、事務局からの説明は以上です。

○ 中嶋会長

それでは、事務局から説明のありました、資料①「枚方市NPO活動応援基金のしくみ」、資料②「枚方市NPO活動応援基金補助可能額」について、何かご意見などはございますでしょうか。

○ 藤中委員

基金残高のうち、一般寄附へ繰り入れるとありましたが、どのような寄附を一般寄附へ繰り入れているのでしょうか。

○ 事務局

団体希望寄付として受けた寄附は2回繰り越すことが可能で、この繰越限度を超えた寄附を一般寄附へ繰り入れることとなります。

○ 中嶋会長

他にご質問はありますか。

○ 各委員

質問、意見等なし

○ 中嶋会長

もし何かあれば、後ほどご質問をお願いします。それでは、続いて事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

続きまして、「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案)」の説明をいたします。お手元の資料③「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案)」をご覧ください。

前年度の募集要項から内容の変更を提案する部分につきましては、変更部分に着色をしています。なお、令和4年度の審査会にて、本補助金の制度について、一般寄附を活用する場合の、同じ団体が行う同一事業に対する補助申請回数を3回までとし、申請回数ごとに補助率を変更するなどの見直しを行っており、制度見直しから4年目となる本年度の募集要項については、前年度の内容を踏襲し、制度内容の変更は行わない形で募集要項の事務局案を作成しています。

それでは、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、少し長くなりま

すが、募集要項の全体の説明をさせていただきます。

では、資料③ 募集要項の1ページ目の上段をご覧ください。補助の申請受付期間ですが、令和8年2月2日（月）から24日（火）までの3週間程度を予定しています。

次に、「1. 対象団体（応募資格）」は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱に基づき、あらかじめ支援対象団体として登録されたNPO法人としています。

次に「2. 補助対象事業」についてですが、「枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、要件をすべて満たす事業」を補助対象事業としています。

具体的な要件は、①「主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。」、②「補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。」、③「特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。」、④「営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。」、⑤「枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。」、⑥「介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。」、⑦「登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。」の7つとしています。

2ページ目にお進みください。「3. 補助対象経費」についてです。補助金の交付の対象となる補助対象経費は、前ページ「2 補助対象事業」の実施に直接必要な経費とし、下表に参考として示しております内容のとおりです。「団体の運営に係る経常的な経費」及び「団体の構成員の会合に係る経費」、「補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費」、「飲食費」、「関連団体への委託等に係る費用」、「団体の構成員へ支出を行う経費」については、対象としていません。また、「備品購入費」については、あらかじめ上限額を設けてはいませんが、事業審査において妥当性を審査することとしています。

「団体の運営に係る経常的な経費」とは、家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等や、法人の経常的な運営に係る人件費を指しています。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象としています。なお、「事業実施期間外に支出された経費」のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するにあたり必要な経費かつ前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場費用等については、対象経費とします。

3ページ目にお進みください。「4. 補助内容」についてですが、前年度の募集要項の内容を踏襲しております。最初に、寄附積立額の範囲内において補助対象事業費を補助し、補助金の交付申請ができるのは、1団体1事業とします。さらに、令和5年度以降に補助金の交付があった事業については、同じ団体が行う同一事業において、補助金交付回数が3回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請が可能とします。つまり、同じ団体が行う同一事業につき、一般寄附の活用は3回まで、団体希望寄附の活用は無制限という制度になります。

次に、補助金交付額を説明します。「一般寄附を活用した補助金」の交付額は、令和5年度以降の同じ団体が行う同一事業については、対象事業の補助金交付回数により異なります。1回目は上限30万円とし、補助対象経費全額、2回目は上限30万円とし、

補助対象経費の3/4以内、3回目は上限30万円とし、補助対象経費の1/2以内となります。

一方、「団体希望寄附からの補助金」の交付額は、補助対象経費に対する補助割合を設けず、対象団体への寄附金を上限とし、一般寄附のように補助割合は設けていません。

また、「一般寄附からの補助金」と「団体希望寄附からの補助金」の2種類の寄附を合わせて補助金の交付申請をすることもできます。その場合は、「団体希望寄附からの補助金の交付額」に加えて、補助対象経費から「団体希望寄附からの補助金の交付額」を除いた額に対する「一般寄附を活用した補助金の交付額」を申請することができます。補助金交付額については、寄附積立額の状況や事業の内容等を勘案して、審査会における審査の結果、申請額より減額される可能性があります。

なお、団体希望寄附の残額については、翌年度に同一の団体への団体希望寄附として繰り越すものとします。ただし、繰越の限度は2回までとし、翌々年度においても残額が生じた場合は、その次年度に一般寄附として繰り入れます。

例を挙げますと、先ほどの資料②の「枚方市NPO活動応援基金 補助可能額」の(1)寄附金額の表をご覧ください。

一番上の「すこやか地域支援協会」を例に挙げますと、令和7年中に寄附があった19万5千円は令和8年度の補助事業の補助金に充てることができますが、同団体が令和8年度の補助事業の補助金を申請しなかった場合、翌年度の令和9年度、もしくは翌々年度の令和10年度まで繰り越して、補助事業の補助金として申請できる仕組みとなっております。

以上が補助内容の説明となります。先ほど資料②で説明いたしました寄附積立額についても、この部分に記載しています。

4ページ目にお進みください。「5. 応募方法」についてですが、申請に必要な提出書類の提示や、受付期間を再度、記載しています。

5ページ目にお進みください。「6. 補助対象事業の選考審査について」は、3月23日(月)に予定している審査会におけるプレゼンテーションの進め方や、その時間配分についての説明をしています。

6ページ目にお進みください。このページには補助事業選定にかかる「審査基準」について記載しています。具体的には、Ⅰ公益性、Ⅱ実現可能性、Ⅲ自立性、Ⅳ発展性、Ⅴ情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点の範囲で採点し、その合計点により審査し、採点の上位の団体から補助対象として、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助する旨を記載しています。

7ページ目にお進みください。こちらでは「7. 補助に関する手続き等の流れ」を示しています。大まかな流れといたしましては、補助事業の募集を2月24日(火)まで行い、事業の審査を3月23日(月)に開催予定の審査会にて行います。その後、5月上旬に補助事業・補助額を決定し団体へ通知します。そして、事業実施途中の9月に中間報告を、事業完了後の3月末日までに事業実績報告を補助金交付決定団体から提出していただきます。また、10月以降、補助事業へ参加する市民に対し、本基金の認知度等を調査するためのアンケートを事務局が実施する予定ですので、補助金の交付決定団

体には、補助事業実施時に、参加者に対するアンケートへの回答呼びかけなどの協力を依頼します。本アンケートは、前回の審査会の際に委員の皆様よりいただいた意見に基づき、今回初めて実施するもので、アンケートの内容については、令和8年度第1回審査会の際、委員の皆様には事務局案をお示しし、協議させていただきたいと考えています。

最後に、補助金の交付を受けた団体には、市民や寄附者に事業の報告を行うための動画作成のご協力について記載しています。

この動画は、市のYouTubeページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。また、NPO活動応援基金へ寄附いただいた寄附者に対して、動画についての案内を送付しています。

8ページ目にお進みください。「8. 補助金の交付決定のあった事業実施について」では、交付決定後の手続きについて、記載しています。補助金については事業が完了し、実施報告の提出後に、その事業の決算額に応じて補助金を交付する完了払いを基本としています。ただし、事業運営の資金計画等に基づき、特に必要な団体については、概算払いについても対応することとしています。

そのほか、事業実施にかかる報告書類の提出や事業変更等が発生した場合の補助金の取扱いなどの注意事項について記載しています。

以上が、資料③「枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項（案）」についての説明です。

また資料④では、申請に必要な書類一式として、「様式3 交付申請書」、「様式4 事業計画書」、「様式5 事業収支予算書」をお示しさせていただいております。

前回の審査会において、補助金交付申請書に法人税などの税の申告を行っているかを確認するチェック欄を設けてはどうかとのご意見をいただきました。補助金交付申請書は、補助事業の具体的内容等について記載する形式になっておりますので、事務局としましては、補助金交付申請書ではなく、団体登録申請または更新申請の際の提出書類にチェック欄を設け、法人税等の納税の有無を確認し、団体登録の可否をご審議いただきたいと考えております

以上が、案件（2）「事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」の説明です。

○ 中嶋会長

最後に事務局から説明のあった、法人税の納税状況をチェックすることになった経緯について、補足させていただきます。

公的資金を補助するにあたり、適正な納税が行われているかを確認すべきではないかという意見が、これまでの審査会の意見としてまとまっております。この基金の補助を受けるには、3段階のステップがあります。まず、NPO法人に、基金の団体登録をしていただく必要があります。これは、本基金の補助事業補助金交付要綱等で定められており、団体登録は更新が必要です。先ほど事務局が、今年度寄附があったものの対象にならないケースがあると説明していたのは、団体希望寄附を受けたNPO法人が、そもそも団体登録をしていないため、次のステップである補助金の補助申請書を出すことができないということです。この団体登録の審査を行う際に、法人税の納付状況を

チェックしてはどうかと検討しており、具体的には次年度からチェックを行う予定と
いうことでよろしいでしょうか。

○ 事務局

はい。令和8年度の団体登録申請の際、提出書類に法人税等の納付状況をチェックする欄を申請書に設けるなどして確認を行い、それを踏まえ、第1回審査会において、団体登録申請書の提出があったNPO法人の登録可否をご審議いただければと考えています。

○ 中嶋会長

この基金の大きな流れとしましては、資料①にあるとおりですが、まずは補助金の申請を希望するNPO法人に団体登録を行っていただきます。

次に、団体登録された団体は、事業補助申請を行うため、資料③の募集要項に基づき、資料④の補助申請書を作成します。申請書は事務局で確認した上で、本審査会にて内容の審査を行います。団体登録から補助申請までの間、寄附者の方には、枚方市に対するふるさと納税制度を活用し、さとふるや楽天等のポータルサイトを通じて、団体を指定して行う団体希望寄附、もしくは、NPO活動応援基金への寄附として一般寄附を行ってまいります。こうして受けた寄附を示しているのが資料②です。そして、この基金として現状どれほどの積立があるかは、本日机上に配布されたグラフのとおりです。この基金の開始以降、登録団体数がなかなか伸びないという課題はありますが、寄附は積み上がっている状況です。

今回の審査会では、実際に補助申請団体にプレゼンテーションをしていただき、同日審査会において審査と評価を行います。その際の審査基準が、資料③の募集要項6ページ目に記載の内容となります。当日は、資料として配付される評価表に、審査基準ごとの点数を書き込んでいただき、集計した上で、採否や補助金額について本審査会で結論を出すという流れになります。以上、補足させていただきました。

それでは、先ほど事務局から説明がありました、資料③、資料④について、ご意見やご質問はございますか。

○ 椋木委員

補助内容について、一般寄附を活用した補助金交付額の補助率が、1回目、2回目、3回目と変わっていく仕組みについて確認させてください。これは、同一団体が行う同一事業につきという条件がありますが、別の事業内容であれば、何度でも補助を受けられるということでしょうか。

○ 事務局

はい。一般寄附からの補助上限は30万円ですが、別事業であれば再度1回目からの適用となります。

○ 椋木委員

申請された事業が別の事業か、同一事業か、という判断は、この審査会で行うのでしょうか。例えば、対象者が少しだけ異なるというように、内容が少しだけ違う場合に別事業と見なすかどうか、といった判断です。

○ 事務局

現在の制度への見直しを審議した際、審査会において、事務局で事前に申請書類を確認し、同一性を判断するというご意見がありました。しかし、実際には判断が非常に難しいケースも想定されます。その際は、委員の皆様にご意見を伺い、判断することになるかと思えます。

今年度団体登録している団体のうち、4回目の事業となる可能性があるのは、参考資料「令和7年度 枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録状況」に記載の団体のうち、ハーモニッククラブと陽だまりの会です。これらの団体は、令和5年度、6年度、7年度に同一事業を行っていますので、令和8年度に同じ事業で申請された場合は、一般寄附は受けられないため、団体希望寄附のみをご申請いただくこととなります。

○ 椋木委員

資料③の3ページ目<補助金交付額>について、例えば2回目は、補助対象経費の4分の3以内が一般寄附を活用した補助金と書かれていますが、残りの4分の1に団体希望寄附を充て、自己資金の持ち出しをしないということではできないのでしょうか。

○ 事務局

例を挙げますと、例えば事業経費が総額30万円かかり、団体希望寄附が10万円申請されたとします。この場合、残りの20万円が一般寄附による補助対象となり、20万円に対して4分の3を乗じた額の15万円が、一般寄附から補助できる金額となります。

○ 椋木委員

つまり、団体希望寄附をもって経費の100%を補填できるわけではない、ということですね。今の説明で仕組みは理解できましたが、資料の記載だけではその点が読み取りにくいと感じました。<補助金交付額>③の「補助対象経費から「団体希望寄附からの補助金の交付額」を除いた額に対する「一般寄附を活用した補助金の交付額」という現在の文章では分かりにくいので、この計算ルールが明確に伝わるような表現に見直しはいかがでしょうか。現在の<補助金交付額>①の枠内の記載では、経費の残りの4分の1や2分の1を団体希望寄附で補填できるのかどうか分かりにくいので、例えばこの枠内に「補助対象経費」という言葉は、事業経費から団体希望寄附を引いた額を指しているという注釈を付けたら分かりやすいと思います。また、②や③にも「補助対象経費」という言葉が出ているため、全体の整合性がとれるよう文言の整理が必要だと感じます。

○ 藤中委員

一般寄附と団体希望寄附のどちらを活用するかを団体が選択するのでしょうか。団体希望寄附がある場合でも、あえて一般寄附を選ぶことは可能なのでしょうか。

○ 事務局

可能ですが、団体希望寄附には繰越限度があるため、団体希望寄附を優先的に充当し、団体希望寄附上限まで使い切るケースがほとんどです。

○ 中嶋会長

現状、団体希望寄附だけで事業経費のすべてを賄える補助申請はほとんどなく、ほぼ全団体が、一般寄附と団体希望寄附を合わせて申請されています。

現在の制度へ見直しを行った際、一般寄附の補助割合を1年目、2年目、3回目と段

階的に下げていく運用にしたのは、団体自身で団体希望寄附を集める努力をするよう促すためです。初年度は、事業を実施するためのシードマネーとして事業経費の満額近くを補助しますが、団体の経営基盤を強化し、団体を育てるため、2年目以降に同じ事業を実施する場合には一般寄附の補助割合を下げています。ただ、この仕組みの複雑さは以前から課題でした。事務局には、制度の説明会などを開催いただいているかと思いますが、どのような状況でしょうか。

○ 事務局

以前は補助事業申請前に説明会を開催していましたが、団体登録を行うのは更新団体がほとんどで、説明会を開催しても出席者がいなかったことから、説明会の開催を取りやめた経緯があります。今年度についても、団体登録されたのは更新団体のみで、何度か補助事業の申請を行っておられますので、予算書作成の段階で個別に説明させていただこうと思っております。「補助対象経費」という用語が統一されていない点は修正が必要と考えます。

○ 中嶋会長

団体希望寄附であっても、補助するかどうかの審議はこの審査会で行うものと思います。団体は、団体希望寄附を受けた補助を無条件にもらえるのではなく、補助対象とすかどうかの審査を受けるのであれば、「補助対象経費」という言葉には、団体希望寄附分も含まれることになるのではないのでしょうか。収支予算書に、一般寄附と団体希望寄附の内訳を書き添えていただき審査するわけですから、審査の対象はやはり事業全体の予算になるかと思えます。

現在の募集要項3ページ目の〈補助金交付額〉の記載で懸念されるのは、「補助対象経費」という言葉が一般寄附のみを差し、団体希望寄附は含まれないと理解されてしまうことだと思います。初めて補助申請する団体にも分かりやすいよう、1年目、2年目、3年目と年次を追うごとに一般寄附の補助割合が減るけれども、団体希望寄附は寄附を受けた額を上限に補助を受けられる、という内容の具体例を入れることを事務局で検討いただければと思います。

他にご質問はありますでしょうか。

○ 椋木委員

募集要項6ページ目の審査基準について2点伺います。まず、「Ⅰ. 公益性」の具体的項目①にある「特定の市民や団体の利益ではなく、多くの市民の利益につながるか。」という表現についてです。この表現からは、直接的に多くの市民に利益を還元する事業でなければならないと読めてしまったのですが、本来NPOは、対象者が少ないニッチな社会的課題に対しても取り組むものだと思います。この表現を「社会へ広く還元できる」や「社会全体の利益につながる」といった表現に変えられないのでしょうか。

次に、「Ⅱ. 実現可能性」の具体的項目⑥の「意欲や熱意をもって事業に取り組もうとしているか。」という項目についてです。申請書類への記載量が判断材料の一つになるかとは思いますが、団体のことを知らなければ、申請書類だけでは判断が難しいと感じます。プレゼンテーションで判断するのでしょうか。

○ 事務局

仰るとおり、審査書類のみでの判断は難しいと思われまますので、プレゼンテーション

も併せて審査いただければと思います。

井上委員

具体的項目についての判断は、委員各自の主観でよいのでしょうか。

事務局

複数団体がプレゼンテーションしますので、団体間で比較しながら審査いただければと思います。

井上委員

根拠資料や理由書などは不要で、点数のみを記載すればよいのでしょうか。

事務局

はい。点数のみを記載していただく評価表となっていますので、そちらに各団体の点数を記載いただきます。その後、審議の時間にご意見を交わしていただき、補助額の決定と講評の作成を行います。

椋木委員

審査基準のほとんどの具体的項目は、申請書類の項目から判断できると思うのですが、意欲や熱意に関しては書類からの判断は難しいと思いました。

井上委員

審査基準や点数は申請者に公開されるのでしょうか。

中嶋会長

審査基準は公開されますが、各団体の最終的な合計点は公開されません。以前、合計点による足切りの是非も議論されましたが、現状は設けておりません。

審査は確かに各自の主観が含まれますが、それを踏まえ、様々な分野から委員が選出されているのだと思います。全団体のプレゼンテーション後、事務局により委員の名前を伏せた形で団体ごとの点数をまとめたエクセルを作成されます。点数には当然差が生じますので、意見のすり合わせを行い、補助することが適当か、補助金額や項目が適当かを審査していました。

椋木委員からご指摘のあった公益性の文言について、NPO法人の活動は特定の対象に向けたものであっても良いのが大前提です。しかし、本制度がふるさと納税という公的な資金の仕組みを活用しているため、枚方市民の公益的な利益に資するものであることが前提になっており、重視されているのだと理解しています。資金的に脆弱なNPOが活動できるよう、ふるさと納税の仕組みを介して支援しつつも、税金を原資とする以上、公益性を確保することが前提にあると思うのですが、この点について事務局の認識はいかがでしょうか。

事務局

NPO法人は特定の対象に向けた事業を実施していますが、本制度は税金を原資としているため、どれだけ多くの市民に関わるのかという点が評価されると思われれます。

井上委員

この審査会の要綱等に従うべきではないでしょうか。

椋木委員

ニッチな課題に対してアプローチするよりも、より広く多くの方に還元できることを枚方市として重視しているのか、ということです。

○ 中嶋会長

ふるさと納税は、寄附者側が所得税や住民税の控除を受けられる制度です。寄附金控除の対象となるのは、公益性の点で審査を受けた認定NPO法人や公益法人、または地方自治体などに限られます。本制度は、ふるさと納税制度の仕組みを介してNPOを支援するものであるため、審査会自体が、公益性の確保を前提とした立ち位置にあると認識しています。

一方で、井上委員がおっしゃるとおり、本審査会の設置要綱等において、公益性がどのように定義されているのかを確認し、委員の間で理解を統一しておく必要があるのではないのでしょうか。

○ 増井委員

審査基準の「Ⅳ. 発展性」の具体的項目⑩にある「地域社会全体」という言葉も気になります。先ほどの議論にもありましたが、NPOの活動範囲を考えると「全体」と言うよりは、「地域社会の課題への取り組み」とした方が、理解しやすいのではないのでしょうか。これまでに本基金で採択された事業には、絵本の読み聞かせや子育て支援などがあったと思いますが、これらのような地域社会の課題を解決することが、社会全体の利益に発展していくのではないかと思います。

また、「Ⅳ. 発展性」について、概要に「事業が発展し、市民活動の発展につながるか」という記述がありますが、自立して継続し、発展していくかどうかという点を含め、「継続性」という意味の文言も含めるべきではないのでしょうか。

○ 椋木委員

継続という要素は、「Ⅲ. 自立性」にも関連しているのかと思います。発展はさらに活動が拡大していくニュアンスを含むようにも感じます。

○ 増井委員

経営学においては3つのキーワードとして「Ⅱ. 実現可能性」、「Ⅴ. 情報発信性」に加え、「継続性」が挙げられます。

○ 椋木委員

継続発展性という言葉はよく聞きますね。

○ 増井委員

「Ⅳ. 発展性」の概要において「発展」という用語が続いていますので、分かりやすい表現に変更するほうがよいかもしれません。

○ 井上委員

団体からこの審査項目に対して何か提出を求めるのであれば文言の精査が必要ですが、そうではなく、委員が主観を含め審査するための項目なので、現在の表現のままでよいとも思われます。内容を修正するかどうかは、審査会の合意が必要なのではないでしょうか。

○ 中嶋会長

合意が必要です。先ほど井上委員からご意見がありましたように、そもそも本制度の設置目的を要綱等に照らし合わせて審議することが前提になると思います。例えば議論のあった継続性について、そもそもこの制度において、継続することが求められているのかという点があります。というのも、本制度では、4回目以降は一般寄附からの補助

は行わないこととなっており、そこからは自立して運営してもらうものとなっています。一方で、ふるさと納税の仕組みを活用し、税控除というメリットを活かしながら資金調達ができるという点も、この制度の大きなポイントです。継続性という文言を入れるのか、要綱等を踏まえ、事務局案を示していただければと思います。

また、先に議論のあった「地域社会全体」をどう捉えるかは、毎回審査で議論になる部分です。過去には、枚方市外で開催されるコンサートが補助対象外となった例があります。一方で、事業に興味のある特定の方が申し込んで参加する自然体験や環境活動、お祭りなどの事業は補助対象とされています。「広く」と「地域社会全体」をどう捉えるかは、申請書類とプレゼンテーションで把握するしかありません。制度の見直しを行った際、審査基準と併せて申請書類の文言も調整し、具体的な内容を記載していただけるものにしたと思います。

審査基準に関しては、本基金の要綱に照らし合わせた上で、継続性という文言を加える方が分かりやすいのか、事務局に確認いただければと思います。また、意欲や熱意については、申請書やプレゼンテーションで確認できるのであれば、加筆は必要ないというのが皆さまの意見かと思います。地域社会全体という表現については、特にこの表現を入れるべき、もしくは、入れたほうがよいという案があればご提示いただき、特になければ、事務局で要綱等を確認いただき、現状のままでよいということであれば加筆を行わない、とすることでいかがでしょうか。募集要項はいつまでに確定する必要がありますか。

事務局

2月2日から受付開始の予定ですので、本日中に確定する必要があります。

井上委員

委任状審議は可能でしょうか。

中嶋会長

基本的には審査会で決定しています。

井上委員

質問に対する回答を準備いただくということでしょうか。

津浦委員

団体に提出してもらう事業計画書に、「5. 自立的・継続的に活動していくための工夫」という項目があります。審査時の評価表には、各審査基準について、事業計画書のどの項目が該当するかの記載があったと思われます。それを見ながら審査を行っています。

中嶋会長

公開される募集要項の審査基準には、事業計画書のどの項目が該当するかは記載されていませんが、審査時の評価表にはそれが記載されていますね。

事務局

津浦委員からご意見いただいたとおり、評価表には、事業計画書と収支予算書のどの項目が該当するかが記載されており、それを確認の上審査していただいております。

井上委員

これまでもこの募集要項が公開され、特に問題となっていないのであれば、今回は修

正せず、今回の審査会で出た質問に対して事務局から回答してもらえばよいのではないのでしょうか。

○ 中嶋会長

そのようにしたいと思います。

○ 事務局

審査基準についていただいたご質問とご意見を整理させていただきます。

まず、「Ⅰ. 公益性」の具体的項目①にある「特定の市民や団体の利益ではなく、多くの市民の利益につながるか」について、これは対象者が少ないニッチな分野に取り組む団体の方が点数は低くなるのかという点について、事務局で要綱等を確認し、回答いたします。次に、「Ⅳ. 発展性」について、審査基準に「継続性」という文言を記載するか今後検討する上で、本制度においてどのように定義されるものか要綱等を事務局にて確認し、回答いたします。

○ 井上委員

本審査会の方針とこの審査基準が合っているかを確認いただくということですね。

○ 中嶋会長

昨年度までこの審査基準で審議をしており、今年度は大幅な内容変更は行わないとのことですので、この審査基準が要綱等に逸脱しているものではないと思います。

○ 椋木委員

文言等の整理を含めた募集要項の検討は今後行っていければと思います。

○ 中嶋会長

ご賛同いただきましたとおり、今年度は昨年度の内容を踏襲した形で進めます。継続性という部分については、事業計画書の項目に明記されておりますので、それをくみ取って記載いただき、審査基準へ明記されていない点については、次年度の募集要項で文言の追加等を検討するというところでよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 椋木委員

前回の審査会において、今年度の募集要項は前年度を踏襲しようという議論があったのでしょうか。

○ 事務局

そのような議論はなかったのですが、制度の見直しを行ってから今年度が4年目となり、同一事業の申請が4回目となる団体が初めて出てくる可能性がありますので、同じ制度内でどのように申請されるのかを確認した上で、今後の制度内容を検討していくほうがよいと事務局で考え、前年度の内容を踏襲させていただきました。

次年度の募集要項の修正スケジュールについては、年度当初に改めてご相談させていただければと思います。

○ 中嶋会長

それでは、今回の募集要項は事務局案のままとし、次年度に向け修正するというところでよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

<案件(3)その他>

中嶋会長

では、次の案件「(3)その他」について、事務局より何か報告事項等がありますか。

事務局

前回の審査会后、令和7年度補助金交付団体のうち、「えほんのお部屋ひまわり畑」より、補助事業変更等申請書の提出がありました。変更内容および変更理由は資料⑤-2をご確認ください。「事業収支予算書」について、【支出の部】の補助対象経費のうち、高齢者ボランティア人件費の従事時間が変更されたことに伴い、この費用の一部を補助対象外経費とするとともに、【収入の部】の自己資金を修正しています。また、【支出の部】の費目名に軽微な修正をしています。

変更内容等について事務局において確認し、事業の実施手法や趣旨に変更がなく、各費用について当初の申請内容を超えるものではないことから、変更申請を承認し団体へその旨を通知いたしました。事務局からの説明は以上です。

中嶋会長

本件について、何かご意見などはございますでしょうか。

各委員

意見なし

中嶋会長

他に事務局より報告事項等がありますか。

事務局

第3回審査会の開催は、すでにお知らせしておりますとおり令和8年3月23日(月)10時から開催予定で、会場については、後日送付いたします開催通知にてご案内いたします。

第3回審査会につきましては、応募のあった補助事業の審査を対面形式で実施するものです。午前中に団体のプレゼンテーション、お昼休憩をはさみ、午後から補助事業の審査を行い、15時半頃に終了予定です。年度末のお忙しい時期とは存じますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

中嶋会長

それでは、これもちまして令和7年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。